

公 告

分任契約担当官
自衛隊大阪地方協力本部長
安田 百年

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
6QM011000010	6QM01C30001 0001						
品名 または 件名							
事務所長等用携帯端末スマートフォンレンタル及び通信料 ほか3件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
12.00	MN						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
大阪地本				大阪地本			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
大阪地方協力本部総務課				令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊大阪地方協力本部 総務課会計班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年2月26日(木)10時30分 大阪合同庁舎庁舎2号館1階第1室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有す者

2 契約条項等を示す場所

入札資料は、下記に示す期間、自衛隊大阪地方協力本部総務課会計班において配布する。
令和8年2月3日～令和8年2月26日 10：30（土曜日曜及び祝日を除く 8：15～17：00）

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- (3) 適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項とする。

6 その他（条件）

- (1) 郵便等による入札については、令和7年2月25日 17：00 までとします。
なお、事前に郵便入札の申し出を自衛隊大阪地方協力本部総務課会計班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札決定については予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とし、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
- (2) 電報・電話・FAX等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和8年2月26日 10：30まで）に資格審査結果通知書又は、「資格審査完了通知メール」の写しを提出すること。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。（様式随意）
- (5) 市価調査書のご協力をお願いします。（提出期限：令和8年2月24日 10：00まで）
- (6) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (7) 入札心得等関係事項を承知の上参加すること。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3階
自衛隊大阪地方協力本部総務課会計班 山崎
(06) 6942-1444
(仕様書等に関する事項)
自衛隊大阪地方協力本部総務課管理班 南
(06) 6942-4505

本公告は、自衛隊大阪地方協力本部ホームページ（<https://www.mod.go.jp/pco/osaka/>）
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>）に掲示している。

(E-mail : hq2-osaka@pco.mod.go.jp ※メール送信された際は 06-6942-1444 総務課会計班までお電話ください)

調達要求番号：6QM01C30001

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
事務所長等用携帯端末 スマートフォンレンタル及び通信料	作成	令和8年1月26日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊大阪地方協力本部総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊大阪地方協力本部で使用する事務所長等用携帯端末（スマートフォン）（以下、「端末」という。）のレンタル及びその通信料について規定する。細部は調達要領指定書による。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的要求事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

端末についてはレンタルとする。レンタルする端末の品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-品名及びカタログ製品名

品名	カタログ製品名a)	
事務所長等用携帯端末（スマートフォン）レンタル	富士通	arrows
	シャープ	AQUOS
	京セラ	DIGNO BX
	又は同等以上のもの	
注a)	この表に記載した製品名は、レンタルする際の製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

3.2 性能等

- a) SIMを含むものとする。
- b) OSはAndroidとし、使用期間内にOSのサポートが終了しないものとする。
- c) GPS機能を有するものとする。
- d) カメラ機能を有するものとする。
- e) Eメール機能を有するものとする。
- f) Wi-Fi機能を有するものとする。
- g) ディスプレイのサイズは5.5インチ以上6.9インチ以下のものとする。
- h) 付属品としてそれぞれ取扱説明書、充電器を添付するものとする。

4 通信維持サービスに関する事項

4.1 通信プラン

- a) 通話料は、無料通話を含む月毎の定額制とする。
- b) データ通信方式は5G又は4G/LTEとする。
- c) データ通信料は月額一定額とし、その容量は調達要領指定書によるものとする。月のデータ使用量が超過する場合は速度制限により追加料金なしで使用可能なものとする。
- d) 契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時には端末を修理又は更新し、故障修理期間中は代替の端末を利用できるものとする。
- e) 1通話毎の通信状況明細を無償にて提示するものとする。

4.2 追加機能

- a) セキュリティ対策用、地図、動画用、連絡用、会議用の各種アプリケーションソフトがインストールされているものとする。細部は官側との調整による。
- b) 通話ができない場合は留守番電話サービスに繋がりメッセージが録音できるものとする。

4.3 携帯番号

- a) 携帯番号は、番号ポータビリティを利用し現在官側の保有する電話番号を引き継ぐことができ、令和8年4月1日午前0時より使用可能とする。番号は事前に官側に確認するものとする。
- b) 番号ポータビリティを利用しない端末については、新規の携帯番号を取得するものとする。その際は事前に官側と調整する。

4.4 その他

- a) 通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されているものとする。
- b) 法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できるものとする。

5 出荷の条件

5.1 事前作業

端末の事前設定、官側が別に示すアプリケーションソフトのインストール、管理ラベル貼付けなどのキッティング作業を行う場合は、調達要領指定書による。

6 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2 によるほか、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

7 その他の指示

7.1 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは契約担当官等の承認なく行ってはならない。また、本契約後も同様とする。

7.2 その他の留意事項

仕様書に関する疑義は、次による。

- a) この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。
- b) 役務の細部について疑義を生じた場合は、検査・監督官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 Q M 0 1 C 3 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年1月26日
	作 成 部 課	大阪地方協力本部総務課
	作 成 年 月 日	令和8年1月26日
品 名	事務所長等用携帯端末(スマートフォン)レンタル及び通信料	
仕様書番号		

指定事項：

- 1 適用範囲の細部は、表1による。

表1－適用範囲の細部

端末名	数量	使用（レンタル）期間
事務所長等用携帯（スマートフォン）レンタル	9台	令和8年4月1日～令和9年3月31日

- 2 データ通信の容量は、5GB程度のものとする。

調達要求番号：6QM01C30002

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
事務所長等用携帯端末レンタル 及び通信料	作成	令和8年1月26日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊大阪地方協力本部総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊大阪地方協力本部で使用する事務所長等用携帯端末（以下、「端末」という。）のレンタル及びその通信料について規定する。細部は調達要領指定書による。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的要求事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に対する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

端末についてはレンタルとする。レンタルする端末の品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1—品名及びカタログ製品名

品名	カタログ製品名 ^{a)}
事務所長等用携帯端末 レンタル	シャープ AQUOSケータイ
	京セラ DIGNOケータイ
	又は同等以上のもの
注a)	この表に記載した製品名は、レンタルする際の製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 性能等

- a) SIMを含むものとする。
- b) カメラ機能を有するものとする。
- c) Eメール機能を有するものとする。
- d) Wi-Fi機能を有するものとする。
- e) 付属品としてそれぞれ取扱説明書，充電器を添付するものとする。

4 通信維持サービスに関する事項

4.1 通信プラン

- a) 通話料は，無料通話を含む月毎の定額制とする。
- b) 通信方式は4G/LTEを基準とする。
- c) データ通信料は定額とし，容量は5GB程度のものとする。月のデータ使用量が超過する場合は速度制限により追加料金なしで利用可能なものとする。
- d) 契約期間内における各種サービスが付与され，故障発生時には端末を修理又は更新し，故障の間中は代替の端末を利用できるものとする。
- e) 1通話毎の通信状況明細を無償にて提示するものとする。
- f) 通話ができない場合は留守番電話サービスに繋がりメッセージが録音できるものとする。

4.2 携帯番号

- a) 携帯番号は，番号ポータビリティを利用し現在使用中の電話番号を引き継ぐことができ，令和8年4月1日午前0時より使用可能なものとする。番号は官側に確認するものとする。
- b) 番号ポータビリティを利用しない端末については，新規の携帯番号を取得するものとする。その際は事前に官側と調整する。

4.3 その他

- a) 通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されているものとする。
- b) 法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できるものとする。

5 監督・検査

監督及び検査は，GLT-CG-Z000001の3.2によるほか，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 その他の指示

6.1 秘密保全

契約の相手方は，本契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知りえた事項の管理に万全を期すとともに，別途利用その他への公表などは契約担当官等の承認なく行ってはならない。また，本契約後も同様とする。

6.2 その他の留意事項

仕様書に関する疑義は、次による。

- a) この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。
- b) 役務の細部について疑義を生じた場合は、検査・監督官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6QM01C30002
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年1月26日
	作 成 部 課	大阪地方協力本部総務課
	作 成 年 月 日	令和8年1月26日
品 名	事務所長等用携帯端末レンタル及び通信料	
仕様書番号		

指定事項：

適用範囲の細部は、表1による。

表1－適用範囲の細部

端末名	数量（台数）	使用期間
事務所長等用携帯端末 （レンタル）	18台	令和8年4月1日～令和9年3月31日

調達要求番号：6QM01CF000

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
広報官用携帯端末(スマートフォン) レンタル及び通信料	作成	令和7年12月1日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊大阪地方協力本部総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊大阪地方協力本部で使用する広報官用携帯端末（スマートフォン）（以下、「端末」という。）のレンタル及びその通信料について規定する。細部は調達要領指定書による。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的要求事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

端末についてはレンタルとする。レンタルする端末の品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1—品名及びカタログ製品名

品名	カタログ製品名a)	
広報官用携帯端末（スマートフォン）レンタル	富士通	arrows
	シャープ	AQUOS
	京セラ	DIGNO BX
	又は同等以上のもの	
注a)	この表に記載した製品名は、レンタルする際の製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

3.2 性能等

- a) SIMを含むものとする。
- b) OSはAndroidとし、使用期間内にOSのサポートが終了しないものとする。
- c) GPS機能を有するものとする。
- d) カメラ機能を有するものとする。
- e) Eメール機能を有するものとする。
- f) Wi-Fi機能を有するものとする。
- g) ディスプレイのサイズは5.5インチ以上6.9インチ以下のものとする。
- h) 付属品としてそれぞれ取扱説明書、充電器を添付するものとする。

4 通信維持サービスに関する事項

4.1 通信プラン

- a) 通話料は、無料通話を含む月毎の定額制とする。
- b) データ通信方式は5G又は4G/LTEとする。
- c) データ通信料は月額一定額とし、その容量は調達要領指定書によるものとする。月のデータ使用量が超過する場合は速度制限により追加料金なしで使用可能なものとする。
- d) 契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時には端末を修理又は更新し、故障修理期間中は代替の端末を利用できるものとする。
- e) 1通話毎の通信状況明細を無償にて提示するものとする。

4.2 追加機能

- a) セキュリティ対策用、地図、動画用、連絡用、会議用の各種アプリケーションソフトがインストールされているものとする。細部は官側との調整による。
- b) 通話ができない場合は留守番電話サービスに繋がりメッセージが録音できるものとする。

4.3 携帯番号

- a) 携帯番号は、番号ポータビリティを利用し現在官側の保有する電話番号を引き継ぐことができ、令和8年4月1日午前0時より使用可能とする。番号は事前に官側に確認するものとする。
- b) 番号ポータビリティを利用しない端末については、新規の携帯番号を取得するものとする。その際は事前に官側と調整する。

4.4 その他

- a) 通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されているものとする。
- b) 法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できるものとする。

5 出荷の条件

5.1 事前作業

端末の事前設定、官側が別に示すアプリケーションソフトのインストール、管理ラベル貼付けなどのキitting作業を行う場合は、調達要領指定書による。

6 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2 によるほか、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

7 その他の指示

7.1 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは契約担当官等の承認なく行ってはならない。また、本契約後も同様とする。

7.2 その他の留意事項

仕様書に関する疑義は、次による。

- a) この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。
- b) 役務の細部について疑義を生じた場合は、検査・監督官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6QM01CF0001
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年1月26日
	作 成 部 課	大阪地方協力本部総務課
	作 成 年 月 日	令和7年12月1日
品 名	広報官用携帯端末(スマートフォン)レンタル及び通信料	
仕様書番号		

指定事項：

- 1 適用範囲の細部は、表1による。

表1－適用範囲の細部

端末名	数量	使用（レンタル）期間
広報官用携帯（スマートフォン）レンタル	77台	令和8年4月1日～令和9年3月31日

- 2 データ通信の容量は、20GB程度のものとする。

調達要求番号：6QM01CF0002

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
データ通信用携帯端末通信料	作 成	令和8年1月28日
	変 更	
	作成部隊等名	自衛隊大阪地方協力本部総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊大阪地方協力本部で使用するデータ通信用携帯端末（以下、「データ端末」という。）の通信料について規定する。細部は調達要領指定書による。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的要求事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 通信維持サービスに関する事項

3.1 通信プラン

- 官側が使用するデータ端末の種類については、調達要領指定書による。
- データ通信方式は5G又は4G/LTEを基準とする。
- データ通信料は月毎の定額制とし、1回線あたりの使用可能なデータの容量は調達要領指定書による。月のデータ使用量が超過する場合は速度制限により追加料金なしで使用可能なものとする。
- 契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時の機器修理の割引サービスが適用できるものとする。
- 1回線毎の通信状況明細を無償にて提示するものとする。
- 細部は官側との調整によるものとする。

3.2 携帯番号

- 携帯番号は、番号ポータビリティを利用し現在使用中の携帯番号を引き継ぐことができ、令和8年4月1日午前0時より使用可能なものとする。番号は官側に確認するものとする。
- 番号ポータビリティを利用しない場合については、新規の携帯番号を取得するものとする。その際は事前に官側に通知するものとする。指定する場合は調達要領指定書による。

3.3 その他

- a) 通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されているものとする。
- b) 法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先的に使用できるものとする。

4 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2によるほか、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは契約担当官等の承認なく行ってはならない。また、本契約後も同様とする。

5.2 その他の留意事項

仕様書に関する疑義は、次による。

- a) この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。
- b) 役務の細部について疑義を生じた場合は、検査・監督官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 Q M 0 1 C F 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年1月28日
	作 成 部 課	大阪地方協力本部総務課
	作 成 年 月 日	令和8年1月28日
品 名	データ通信用携帯端末通信料	
仕様書番号		

指定事項：

適用範囲の細部については、次による。

データ端末通信料の契約期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

データ端末の数量（回線数）：56回線（SIMのみ）

データ端末の機種：Microsoft surfaceGo 2、surfaceGo 3

データ端末は官側が保有するものを利用する

1回線あたりの使用可能なデータの容量については、20GB程度のものとする。

入札参加申込書 (自衛隊大阪地方協力本部)

下記の入札に参加します。

入札件名	事務所長等用携帯端末スマートフォンレンタル及び通信料ほか3件		
入札日時	令和8年2月26日	10:30	
落札決定方式	単価決定		
会社名			担当者名
連絡先	TEL		FAX
E-Mail (アドレス)			
入札書受取方法 (いずれかに○)	1. メールで受取 2. FAXで受取 (FAX通信記録等印字を消去して入札書として使用) 3. 自衛隊大阪地方協力本部総務課窓口で受取 (受取時期: 月 日 時頃)		

※**必ず**全省庁統一資格決定通知書(写)を添えてFAXしてください。 FAX番号:06-6942-0545

※FAXが使用できない場合は下記のメールアドレスへ送信出来ますが、

共有アドレスのため**必ず**タイトルに〈会計班〉と付け、**電話連絡**もお願い致します。

E-mail: hq2-osaka@pco.mod.go.jp

TEL: 06-6942-1444